

抗議声明

蒲郡駅事件(民事裁判)の上告棄却を弾劾する！

12月14日、加藤誠二さんが会社に対し解雇無効を訴えた裁判で、最高裁判所第三小法廷(那須弘平裁判長)は上告棄却を決定した。私たちは、この決定に対し満腔の怒りで抗議する。

蒲郡駅事件は、労務管理を一層強化し、意のままに社員を管理しようとする会社と、闘う組合潰しを目論む権力が一致協力して作られた事件である。マスコミをひきつれての大々的な家宅捜索に見られるよう、私たちをあたかも犯罪集団に仕立て上げるため仕組まれたのである。やってもいない窃盗事件を、推認と憶測のみで有罪にした、刑事裁判の反動判決。今回もその判決を鵜呑みにするかたちで決定がなされた。

今回の決定で、加藤誠二さんの解雇は残念ながら確定した、結果において私たちは加藤誠二さんを職場に戻すことはできなかった。真実のみでは、反動の壁を崩すことはできなかったのである。しかしこれまでの私たちの闘いによって、権力者は加藤誠二さんを窃盗犯にデッチ上げることによって、組織的な犯罪にしJR総連、JR東海労を、いっきに潰す目的は達成されなかったのである。そのことを確認しようでは無いか！

私たちは、職場で奮闘する！この間、主任レポートや時系列報告書反対の闘いを職場闘争として闘ってきた。『命令と服従』『規律と忠誠心』で社員の締め付けを、一層強化している会社に嫌気がさし会社を去る若者が多くいる。それどころか自ら命を絶つ社員までいる現状だ。もはや会社の労務政策は破綻しているのだ。

私たちは、このような否定的な現状にひるんでいるわけにはいかない、法の番人であるはずの司法が、このような反動判決を出してこようと私たちの団結は揺るぎはしない、この怒りをばねにさらに闘いを強化し、さらなる飛躍を勝ちとる。

2010年 12月16日
JR東海労名古屋地方本部